

**改正**

平成24年3月27日条例第1号

行田市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の許可に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営者、設置場所及び施設の基準その他必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び周辺的生活環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営者の基準)

**第3条** 墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等のために設置された墓地（以下「共同墓地」という。）を当該区域の地縁に基づいて形成された団体が永続的に経営しようとする場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人であって、自己の所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）で永続的に墓地又は納骨堂を経営しようとする者

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人であって、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に3年以上有し、自己の所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）で永続的に墓地又は納骨堂を経営しようとする者

2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地又は納骨堂を安定的に経営するための十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。

3 火葬場を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

**第4条** 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条、第5条及び第100条に規定する河川又は湖沼から

20メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。

ア 河川法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域にあつては、同法第7条に規定する河川管理者の許可等があるとき。

イ 河川保全区域以外及び湖沼にあつては、河川及び湖沼の改修等一定の災害防止措置がなされているとき。

(2) 住宅及び規則で定める施設の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。

ア 前条第1項第3号に規定する者で、現に市内において墓地の経営を行っている者が、既存の墓地に接し、又は既存の墓地との一体性が認められる場所に1,000平方メートル未満の墓地の区域を加えるとき。

イ 災害の発生又は法律により土地を収用することができる事業（以下「公共事業」という。）の実施に伴い既存の墓地を移転するとき。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(墓地の施設の基準)

**第5条** 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 墓地の境界に接し、その内側に規則で定める緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から緑地帯の幅以上内側に相応の高さの障壁、生け垣等を設けること。

(2) 出入口には、施錠ができる門扉を設けること。

(3) 各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1.2メートル以上の通路を設けること。

(4) 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。

(5) 便所、給水設備及びごみ処理のための施設を設けること。

(6) 規則で定める緑地を設けること。

(7) 規則で定める駐車場を設けること。

(納骨堂の設置場所の基準)

**第6条** 納骨堂の設置場所は、墓地の区域内、寺院、教会等の礼拝のための施設の敷地内又は火葬

場の敷地内でなければならない。

(納骨堂の施設の基準)

**第7条** 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。
- (2) 床はコンクリート、石等の堅固な材質を用いること。
- (3) 納骨装置の存する場所の相対湿度を一定の水準に保つ能力を有する除湿装置を設けること。
- (4) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(火葬場の施設の基準)

**第8条** 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 境界には、障壁、生け垣等を設けること。
- (2) 出入口には、施錠ができる門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。
- (4) 灰庫を設けること。
- (5) 便所、待合室及び管理事務所を設けること。

(事前協議)

**第9条** 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可（以下「変更許可」という。）の申請をしようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、当該墓地等の経営の計画（以下「経営計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議を行うときは、規則で定めるところにより、協議書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議において、許可申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

**第10条** 許可申請予定者は、前条第2項の規定により協議書を提出したときは、経営計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、経営計画の内容を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 許可申請予定者は、前項の標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければな

らない。

(説明会の開催)

**第11条** 許可申請予定者は、関係住民等(規則で定める者に限る。次条において同じ。)に対し、規則で定めるところにより、経営計画について説明会を開催しなければならない。

2 許可申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(関係住民等の意見等)

**第12条** 関係住民等は、前条第1項の説明会が開催された日から起算して30日以内に、許可申請予定者に対し、経営計画の内容に係る意見を申し出ることができる。

2 許可申請予定者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(事前協議等の適用除外)

**第13条** 第9条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 既存の墓地の区域の一部を縮小する場合
- (2) 納骨堂を既存の宗教法人法第3条に規定する境内地又は火葬場の敷地内に設置する場合
- (3) 火葬場の施設を更新する場合
- (4) 災害の発生又は公共事業の実施により、共同墓地又は自己若しくは自己の親族のために設置された墓地を移転する必要が生じ、共同墓地又は自己若しくは自己の親族のための墓地を設置する場合
- (5) 災害の発生等により緊急に墓地等を設置する必要があると市長が認める場合
- (6) 既存の墓地等を引き継いで経営する場合
- (7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項及び第19条第1項の規定により決定された都市計画に定められた墓地等を設置する場合

(経営許可等の申請)

**第14条** 経営許可又は変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 変更許可を受けようとする内容が墓地の区域又は納骨堂の施設を拡張しようとするものであるときは、当該墓地又は納骨堂について、経営許可又は変更許可を受けた日から10年を経過した後でなければ、新たに申請することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可（以下「廃止許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（申請の制限）

**第15条** 前条第1項の規定による申請は、第9条から第12条までに規定する手続を経た後でなければ行うことができない。

（許可等の通知）

**第16条** 市長は、第14条第1項又は第3項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、経営許可又は変更許可をする場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

（工事着手の届出）

**第17条** 経営許可又は変更許可を受けた者（以下「許可者」という。）は、当該許可に係る墓地等の工事に着手するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

**第18条** 許可者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、前条の工事が許可の内容に適合していると認めるときは、許可者に対し、工事完了検査済証を交付するものとする。

3 許可者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係る墓地等を使用してはならない。

（みなし許可に係る届出）

**第19条** 法第11条の規定により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（名称等の変更の届出）

**第20条** 墓地等の経営者は、墓地等の名称その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（経営者の遵守事項）

**第21条** 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を、掲示すること。ただし、2,000平方メ

ートル未満の墓地については、この限りでない。

(2) 墓地等を常に清潔に保ち、破損が生じたときは、速やかに修復すること。

(立入検査)

**第22条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

**第23条** 市長は、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条並びに第12条第2項に規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、許可申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

**第24条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめその旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に埼玉県知事に対してされた経営許可、変更許可又は廃止許可の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第55号）附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるものに係る許可を行う場合の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成11年埼玉県条例第65号。以下「県条例」という。）の例による。

3 施行日前に設置され、次項の規定により施行日以後に引き続き存置することとなる墓地等の経営者で、第3条の規定に適合しない者については、現状の施設に限り施行日以後においても、な

お当該墓地等を経営することができる。

- 4 この条例の施行の際現に存する墓地等及び第2項の規定により県条例の例により経営許可、変更許可を受けた墓地等で、第4条から第8条までの規定に適合しないものについては、現状における施設に限り、施行日以後においてもなお存置することができる。

**附 則**（平成24年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。